

日常生活用具を 貸出しています

～ 日常生活用具貸出事業のご案内 ～



みどり市社会福祉協議会では、市内在住で重度障がい者(児)や寝たきり高齢者、また、病気やケガ等で介護保険法等の公的サービスによる日常生活用具の給付、貸与等の適用を受けることができない人等を対象に、日常生活用具を無料で貸出しています。

電話にて利用方法や貸出予約状況を確認の上、申請書を提出してください。

【貸出用具】

- ① 車いす（大人用、こども用）
- ② 介護ベッド



【貸出対象】

下記①～④のいずれか該当する市内在住の人または市内の社会福祉施設

- ① 介護保険等の公的な制度が適用外の人
- ② 傷病により一時的に用具を必要とする人
- ③ 介護保険認定を受けているが短期間(数日)の貸出しを希望する人
※ 長期利用希望の人はケアマネジャーに相談をしてください
- ④ 施設利用者が行事等に参加するため一時的に用具を必要とする社会福祉施設

【貸出期間】

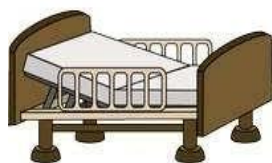
3ヶ月以内。ただし、更新手続きすることで最長1年を限度に貸出しが可能です。

【料 金】

無料。ただし、運搬費用や返却時の消毒代等が利用者負担となる場合があります。

【申請時に必要なもの】

- ① 申請者の印鑑
- ② 利用者の介護保険被保険者証や障害者手帳または住所確認ができるもの



● 問合せ先 みどり市社会福祉協議会

- 本所(笠懸) 76-4111
- 大間々支所 72-4054
- 東支所 97-2828

